

長第 08180001 号の2
平成27年 9月18日

各指定介護老人福祉施設開設者
各介護老人保健施設開設者
各指定介護療養型医療施設開設者
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各有料老人ホーム施設長
各サービス付高齢者向け住宅開設者
県内各市町村（介護保険担当課扱い）長

様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局長寿社会課長
(公印省略)

長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所先等で受け取るに当たって
の居所情報の登録申請等について

平素より、県高齢者福祉行政の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、平成27年8月21日付け長第08180001号で通知しておりますが、平成27年9月11日に開催された「マイナンバー広報促進関係省庁会議」（世耕内閣官房副長官主催）において、居所情報の登録手続の広報について、9月25日の申請期限を控え、再度徹底していく必要があることが確認されました。

ついては、既にご対応いただいているところとは存じますが、上記の趣旨も踏まえ、再度、長期入所等の方で施設等に住民票を移していない方に対する居所情報の登録に関する周知及び居所情報登録申請書のご確認等について、下記のとおりご協力をお願いいたします。

なお、市町村におかれましては、管内の地域密着型サービスの対象事業者に対して周知いただきますよう併せてお願いいたします。

また、「居所情報の登録申請等」に関するお問い合わせにつきましては、下記の「5. お問い合わせ先」へお願いいたします。

記

1. 介護保険施設等における居所情報登録の対象者

本年10月5日以降、長期間の入所等が見込まれながら、入所期間中は住所地を介護施設等に移しておらず、かつ、当該住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない方

2. 入所者等による居所情報の登録申請の方法

入所者等において居所情報登録申請書（別添3）に必要事項を記入の上、本年8月24日（月）から9月25日（金）までに（持参又は必着）

申請書を本人確認書類等とともに、住民票のある市町村（政令都市に住民票がある方は区役所）に郵送等していただく必要があります。

3. 介護保険施設等における居所情報登録申請書の確認方法

別添4のQ&Aに沿ってご確認・押印等をお願いいたします。

また、居所情報の登録の際には、居所に居住していることを証する書類が必要となりますが、「通知カード送付先に係る居所情報登録申請書」の医療機関・施設等向け記入欄に必要事項を記入することで当該書類として取り扱うことも可能となっていますので、貴施設利用者等より記入の依頼があった場合は、ご協力いただきますようお願いいたします。

4. 介護保険施設等における周知用ポスター・リーフレット

ポスター・リーフレットは、以下のホームページから入手いただけます。

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000370650.pdf)

5. 問い合わせ先

(1) 住民票の住所地の市町村

(2) マイナンバーコールセンター（0570-20-0178）

(3) 和歌山県総務部総務管理局市町村課（073-441-2192）

※ 本通知及び添付資料につきましては、県ホームページ【きのくに介護 de ネット】の「介護サービス事業者の方々への情報（各種通知等）」(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprove/careprovtop.htm>)に掲載しておりますのでご活用ください。

長寿社会課サービス指導班

TEL : 073-441-2527

FAX : 073-441-2523